

# あなたの家には住宅用火災警報器は設置されていますか?!

消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、すべての一般住宅にも『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられました。

- 新築住宅…平成18年6月1日から設置が義務付けられました。
- 既存住宅…5月31日までに設置が必要です。

## 設置場所

- 1. 寝室** ※寝室の数に応じて設置が必要  
就寝に使用する部屋に設置します。(普段就寝している部屋のこと、来客が就寝するような部屋は除きます。)
- 2. 階段** ※階段に必要な場合  
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)は除きます。)
- 3. キッチン** ※自主的に設置する場合  
仁淀消防組合火災予防条例には火気使用場所等への設置義務はありませんが、熱式の機器を設置しておくことより安心です。

**種類** 住宅用火災警報器等には大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。さらに、どちらも家庭用電源(100V)式と乾電池式の2つの方式があります。

## 設置上の注意点

- 天井の場合  
通常の場合の壁面からの取付位置  
火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。  
梁などがある場合の取付位置  
火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。  
エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置  
換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。
- 壁面の場合  
天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」のあるものが安心です。



## 注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。
- 住宅用火災警報器の交換期限がきたら交換してください。(自動試験機能が付加されている機器を除きます。)
- 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置は必要ありません。

問い合わせ 仁淀消防署 ☎ 893-3221

## 児童扶養手当のお知らせ

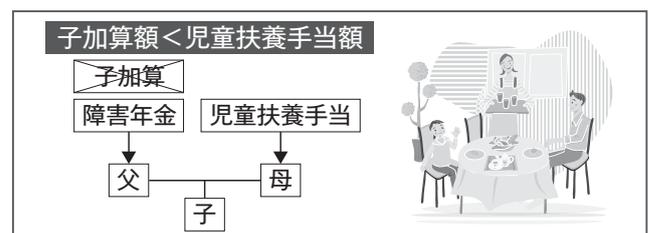
この度、国民年金法の一部が改正され、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、運用について見直しが行われます。

現在、児童扶養手当の受給において、両親がいる場合で、父又は母の障害を理由に受給するには、お子様が障害基礎年金の子加算の非対象でなければ支給されません。

しかし、4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

### ○児童扶養手当が受給できる場合とは

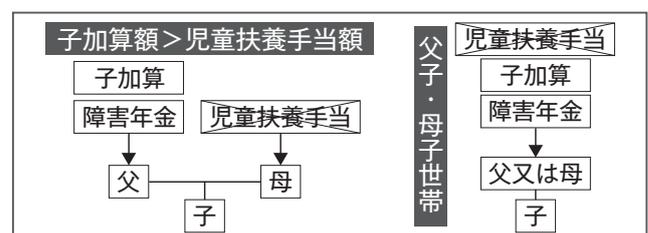
両親の一方が、児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金又は厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当額が障害年金の子加算額を上回るとき。



### ○児童扶養手当が受給できない場合とは

配偶者に支給される児童扶養手当額が障害年金の子加算額を下回るとき。

父子世帯や母子世帯の方。



▶ 問い合わせ 町民課

☎ 893-1117